

平成 26 年 6 月 24 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認に反対する意見書

大阪いずみ市民生活協同組合 理事会

私たち大阪いずみ市民生活協同組合は、約 46 万人の組合員を擁する生活協同組合です。創立以来、核兵器廃絶運動や、飢餓や貧困のない世界をめざすユニセフの活動など、平和にかかわる幅広い取り組みを進めてきました。

今議論されている、他国を守るためにわが国が武力行使を行うことを可能とする集団的自衛権の行使容認については、組合員からも様々な疑問や不安の声が上がっています。「紛争に巻き込まれるのではないか。」「わが子が人を殺すようなことは望まない。」「緊急に変更する必要があるのか。」などの声です。

そもそも憲法 9 条は、武力行使、戦力の保持、交戦権を認めていません。歴代政府の「集団的自衛権は憲法上行使できない」との解釈は、戦後 68 年かけて積み上げてきたもので、国民はもちろんのこと、世界的にも広く定着しています。

集団的自衛権の行使は、たとえ「限定的な容認」という考えであっても、内政上も外交上も重大な影響を及ぼす解釈の変更であり、憲法の平和主義の原理からも大きく逸脱するものです。憲法は、国の最高法規です。憲法改正という適正な手続きを経ずに、一内閣によって解釈を変更してしまうことは、憲法が国家権力を縛る規範であるとする立憲主義に背く行為であり、国民の信頼をなし崩しにするもので許されるものではありません。

また、武力による紛争解決は、一時的に収まっても、根本的な解決に至らないことは歴史が示しています。日本は戦後、恒久平和主義をかかげる日本国憲法のもと、一度も日本自身が諸外国に脅威を与えることはありませんでした。そしてそれは、戦後の平和と経済的繁栄をもたらしました。

武力行使による解決ではなく、外交努力や人道的な国際貢献、経済協力や草の根の交流、それらを担える人材を育てるための教育などこそが重要であり、そのためのあらゆる方策がとられるべきです。日本は、過去の悲惨な戦争の経験と反省に立ち、そうした分野で世界をリードし貢献すべきです。

大阪いずみ市民生活協同組合は、政府の憲法解釈の変更による集団的自衛権の行使容認について断固として反対します。

以上